

【令和８年度任用】

京丹波町会計年度任用職員募集要項

1 募集する職種・任用予定人員・業務内容・資格条件等

京丹波町会計年度任用職員募集一覧表をご覧ください。

2 応募資格

地方公務員法第１６条の規定に基づき、次の（１）～（４）に該当する方は、選考を受けることができません。

- （１）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- （２）京丹波町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない方
- （３）公平委員会の委員の職にあつて、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた方
- （４）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3 申込書及び提出先

- （１）申込書 京丹波町会計年度任用職員申込書
→ 申込書は、京丹波町ホームページからダウンロードできます。
必要事項を記入し、写真を貼り付けてください。
※ 応募資格に資格又は免許を有することが必要な場合は、資格又は免許を有することを証明する書類の写しを一緒に提出してください。

- （２）提出先 京丹波町役場 総務部総務課 人事秘書係
(〒622-0292 京丹波町蒲生蒲生野４８７番地１)

4 申込受付期間・時間

期間： 令和８年１０月１日（木）から令和８年１０月１４日（水）まで

時間： 平日 午前８時３０分～午後５時１５分

※ 土曜日、日曜日は受け付けていません。

※ 郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員申込書」と朱書きし、令和８年１０月１４日（水）午後５時１５分までに京丹波町役場本庁に到着するように発送してください。

5 選考と選考結果

(1) 選 考

- ① 選考は、随時、書類選考と面接により行います。
- ② 応募者には、改めて面接の日時等をお知らせします。

(2) 選考結果

- ① 選考結果は、郵送により通知します。
- ② 電話等による可否の問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

6 そ の 他

- (1) 給料・報酬の額は、経験等に応じて決定します。
- (2) 申し込みで提出された書類は、返却できませんのでご了承ください。
- (3) 募集人数は、変更になる場合があります。
- (4) 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもと接する業務の従事者については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。
なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、採用されない又は当該業務に従事することができません。

7 問い合わせ先

京丹波町役場 総務部総務課 人事秘書係

〒622-0292

京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1

電 話 0771-82-0200（代表）

0771-82-3800（直通）

FAX 0771-82-2700